

平成 28 年 3 月に施行された「戦没者遺骨収集推進法」に草案から携わった者として、また、戦没者の遺族を代表する立場として、以下、意見を表明する。

1. 戦後 70 年余りが経てもなお 112 万柱余のご遺骨がいまだ海外の地におられることは、大変遺憾であり、国の責務として今まで以上に遺骨収集を推進し、一柱でも多くのご遺骨を祖国に帰還する努力をしなければならない。
2. 大前提として、ご遺骨の収集については、遺族の心情を第一に考えてもらいたい。
3. 旧戦域で亡くなられた戦没者のご遺骨は、本来ならご遺族のもとにお返ししなければならない。しかし、現状、身元判明は困難で、ほとんどが千鳥ヶ淵墓苑に納骨されている。
4. 本検討委員会においては、戦後 80 年（令和 6 年）以降の遺骨収集について、何ら触れられていない。そして、一柱でも多くのご遺骨を収集し、祖国日本へお迎えする本来の目的から、DNA 鑑定の為にどうするか舵を切っている。
5. DNA 鑑定について、南方諸地域のご遺骨については、頭部大腿骨が収集できたもの以外は、現実的には困難と言わざるを得ない。旧ソ連など、ほぼ一体で収集できるご遺骨は、むしろ頭骨、歯、大腿骨（DNA 鑑定ができる部分）以外は焼骨すべきと考える。
6. そもそも遺骨収集は、相手国、現地の方々の協力を得て初めて成り立つものである。そして、遺骨収集団は、収集したご遺骨は、荼毘に付し、ねんごろに慰霊追悼し、祖国に持ち帰るという崇高な使命を持っている。英靈、遺族の心情も同じであると拝察する。
7. 仮に、ご遺骨を焼骨せずに持ち帰った場合、細菌等の持ち込みの危惧、鑑定後のご遺骨の処置等、議論されていない。また、DNA 鑑定の為の遺族側の DNA のデータの採取など、検討すべき課題が後回しになっている。
8. 以上の観点から、収集したご遺骨すべてを焼骨せずに日本に持ち帰ることは賛成できない。
9. 検討委員会は、遺骨収集の推進と焼骨の中止とは切り離し検討されたい。
以上、日本遺族会としての考え方を表明する。